

## 信州留学応援プロジェクト（学生等向け海外留学支援事業）

### 令和8年度 募集要項

#### 1 趣旨

長野県内の高等教育機関に在籍する学生やその卒業生（以下「学生等」という。）の留学を促進し、信州に根差した確かなアイデンティティと世界に通じる国際的視野を備え、将来世界の様々な分野で活躍できる人材を育成するとともに、県内の高等教育機関が学生等から選ばれる魅力の向上を図るため、留学に要する経費に対して補助金を交付します。

#### 2 支援の対象

本事業は、将来本県での活躍を希望し、長期留学を行う学生等を対象に、その取組を支援するものです。なお、留学計画は、学生等自身が設計することとします。

#### 3 求める人材像

本事業では、次のような人材を支援します。

- (1) 長野県に貢献する意欲を持つ学生等であって、留学を通じて以下の素養を身につける意欲を有する人
  - ・世界の人々との交流を通じた経験から学ぼうとする意欲
  - ・社会のために貢献しようとする志
  - ・失敗を乗り越え、試行錯誤しながら挑戦し続ける気持ち
  - ・様々なことに好奇心を持ち、未知の領域に対しても探求しようとする姿勢
- (2) 長野県の学生等としてふさわしい規律ある行動をとる自覚と自律性を有する人
- (3) 留学先において、日本や長野県の良さを発信する活動を行い、帰国後には自らの留学の意義や成果を積極的に発信し、留学気運醸成に寄与する活動を積極的に行える人
- (4) 留学報告会等、本事業で実施する諸活動に積極的に参加する人
- (5) 将来、長野県の企業等に就職する等、長野県の発展に貢献する意思を有する人

#### 4 定義

本募集要項において「支援留学生」とは、県内の高等教育機関に在籍する者又はその卒業生のうち、留学生を受入れる諸外国等の機関（以下「受入機関」という。）へ留学する学生等で、本制度により補助金の支援を受ける者をいいます。受入機関は、諸外国等の法人や団体等、受入許可書の発行が可能な機関（大学や大学院に限らない。）を指し、個人による受入れは認められません。

#### 5 募集人数

5名程度

#### 6 応募要件

##### (1) 支援留学生の要件

次に掲げる要件を全て満たす学生等を支援の対象とします。

- ① 日本国籍を有する学生等又は以下の在留資格等を有する学生等
  - ・永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者

※ 上記の在留資格等により本事業に応募する学生等は、応募書類提出時に在留カード又は特別永住者証明書の写しを提出してください。

- ② 長野県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（第4学年以上で専攻科を含む。）、特別支援学校（高等部の専攻科）及び専修学校（専門課程）（以下「高等教育機関」という。）に在籍する学生又は大学院の修士学位を取得する留学の場合は、県内の高等教育機関を卒業した者
- ③ 留学に必要な査証を確実に取得し得る者
- ④ 留学終了後、県内の高等教育機関で学業を継続する意欲のある者、卒業しようとする又は学位を取得しようとする者（大学院の修士学位を取得する留学の場合は除く。）

※ 大学院の修士学位を取得する留学の場合を除いて、留学期間中は県内の高等教育機関に在籍している必要があります。

- ⑤ 令和8年4月1日現在の年齢が18歳以上30歳以下の者又は大学院の修士学位を取得する留学の場合は、令和8年4月1日現在の年齢が35歳未満の者
- ⑥ 協定留学（交換留学・派遣留学）ではない私費留学の計画
- ⑦ 申請する留学について、他団体等からの補助金等を受けていない計画

※ 文部科学省が実施する海外留学支援制度（トビタテ！留学 JAPAN）や、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が実施する海外留学支援制度（協定派遣型・学位取得型）との併給はできません。

※ 機構が実施する第一種・第二種奨学金の貸与を受けている学生は本事業の補助金と併給が可能です。

## （2）留学計画の要件

本事業への応募にあたっては、次の要件を全て満たす留学計画を作成してください。

- ① 留学先における留学開始日が令和8年7月1日から令和9年3月31日の間である計画  
※ 「留学開始日」とは、受入機関で活動を開始する日です。渡航日ではありません。
- ② 留学期間は、留学開始日から原則1年以上2年以内の計画  
※ 原則1年以上の留学が対象となります。例えば、アメリカの学校で、9月から翌年度6月初旬までの授業期間に留学し、6～8月の夏期休業期間には日本に帰国している場合でも対象となります。受入機関先の事情等により応募ができる場合がありますので、相談してください。
- ③ 受入機関から受入許可を留学開始前までに得ることができる計画
- ④ 語学研修や海外大学への進学ではない留学計画
- ⑤ 受入機関の所在地が、外務省「海外安全ホームページ」の危険情報及び感染症危険情報の「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域ではない計画  
※ 応募時点で受入機関の所在地が「レベル1」以下であっても、留学開始時点又は留学中に「レベル2」以上となった場合は、原則、補助金の交付対象外となります。  
※ 国際情勢の変化、感染症の拡大状況などによっては、本事業の募集中止、留学の延期や中止など補助ができなくなる場合があります。

## 7 支援内容

### （1）補助金の交付額

支援留学生には、往復渡航費、授業料、住居費、査証取得費、予防接種代、海外留学保険

料への充当を想定し、留学期間及び留学先地域に応じた補助金を支給します。交付額の詳細は、末尾の別紙を参照してください。

なお、通信料や食費には充当できません。支援留学生は、留学終了後に領収書等により支出内容が確認できるよう、適切に保管してください。

また、補助金の交付決定後に留学日数が減った場合は、補助金が減額となる場合があります。

この補助金の対象となる経費は、交付決定を受けた日から留学を完了し帰国するまでに支払いを完了したものに限り、交付決定前に支払った経費は、補助対象となりません。

## (2) 補助金の支給時期

補助金は、支援留学生が留学から帰国して、所定の書類が提出された後に交付します。ただし、提出された書類に不備がある場合、不備が解消された後の交付となります。

## 8 応募方法

応募希望者は、次の書類（片面印刷、クリップ止め）を「9 応募受付期間」までに、県民の学び支援課へ提出してください。なお、応募書類は返却できませんので、提出書類の写しを保管しておいてください。

(1) 留学応募申請書（様式1）

(2) 在籍証明書又は卒業証明書

(3) 留学先学校等の入学許可書又は受入れを認められたことを証明する書類の写

※ 日本語以外で記載されているものは、日本語訳（本人による訳で可）を添付してください。

※ 応募申請時に提出できない場合、得られ次第提出してください。

(4) 応募者本人、及び親権者等の保護者又はその他実質的に生計を支えている者の令和7年度（令和6年分所得）の「市町村民税の課税標準額と調整控除額」が確認できる書類（課税証明書等）

※ 親権者が1名の場合は戸籍謄本等、その事実が確認できる書類を添付してください。

## 9 応募受付期間

令和8年5月1日（金）～令和8年5月29日（金）（必着）

## 10 審査

選考会による書類審査及び面接審査を行い、補助対象者を選考します。

(1) 書類審査・面接審査

面接審査予定日は、令和8年6月上旬とし、面接時間等詳細については、後日応募者に通知します。

なお、応募者多数の場合は、書類審査により面接審査受験者を選考することがあります。

また、身体等に障がいがあり、面接審査に当たり配慮が必要となる場合は、その種類・程度に応じた配慮を行いますので、事前に県民の学び支援課に相談してください。

(2) 支援留学生の選考における審査

本要項の「1 趣旨」に基づき、下記の観点から審査を行います。

①求める人材像について

本要項の「3 求める人材像」で示したような人であるか。

②留学計画については、特に下記の点を評価します。

- ・留学の目的が明確であるか。
- ・目的を達成させるために適切な「留学先」「留学期間」「活動内容」であるか。
- ・留学で得た成果を将来に活かす計画があるか。
- ・留学先において長野県の良さを発信する活動を自分で計画し、盛り込んでいるか。
- ・帰国後に留学体験を周りに伝える活動が計画されているか。
- ・留学のための準備が適切にされているか。
- ・実現可能な内容であるか。
- ・留学に対する情熱がみられるか。

(3) 採否決定

6月下旬までに選考結果を応募者に通知します。

なお、選考結果に関する問合せには回答できません。

## 11 支援留学生決定後の流れ

補助金を受け取るためには、所定の書類提出が必要となります。様式や提出方法については、支援留学生決定後に本人に通知します。

## 12 留学実績報告書及び留学終了報告書の提出

支援留学生は帰国後、留学実績報告書及び留学終了報告書を、原則として帰国後30日以内もしくは3月31日のいずれか早い日までに県民の学び支援課に提出してください。

なお、様式や提出方法については、支援留学生決定後に本人に通知します。

## 13 留学計画等の変更

支援決定後、居住地域等における天災、本人や家族の病気、在籍の高等教育機関、受入機関のやむを得ない事情等により、留学内容や留学時期、受入機関等に変更が生じることが明らかになった場合は、直ちに県民の学び支援課に連絡し、必要な手続きを行ってください。

なお、変更に伴う申請額の増額は、原則として認めません。

変更後の計画内容によっては再審査を行います。計画変更が承認されない場合や、支援留学生としての決定取消しとなる場合があります。

## 14 決定取消し又は支援の打ち切り等

次の場合には、支援留学生として決定した後も支援留学生の決定を取消し、既に交付している補助金の全部又は一部を取消し、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、返還を求める場合があります。

- (1) 本要項に定める「6 応募要件」を満たさないこととなった場合
- (2) 補助金交付に係る申請、実績報告等に虚偽の記載があると認められた場合
- (3) 補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反した場合、または知事の指示に従わなかった場合
- (4) 学業不振や素行不良等、留学生としてふさわしくない行為があると認められた場合
- (5) 国内法及び留学先国・地域の法律に反する行為があったと認められる場合

- (6) 受入機関や在籍高等教育機関において懲戒処分を受けた場合
- (7) 承認された留学計画に大幅な変更があった場合や、自己都合により留学を取りやめる場合

## 15 安全管理について

支援留学生は、留学にあたって現地の安全情報に十分注意し、留学開始後も随時状況確認できるよう、在籍する高等教育機関、受入れ機関及び長野県との連絡を密にするようにしてください。

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等を活用してください。

なお、留学先国・地域の状況から安全な渡航・滞在が困難と判断した場合には、留学先国・地域の変更を指示することや、支援留学生としての支援を見合わせる場合があります。

また、渡航後は、日本大使館や総領事館に在留届を提出してください。

## 16 個人情報の利用について

本事業への応募及び採用後に提出された個人情報は、本事業のためにのみ使用します。

この利用目的のために適正な範囲において、在籍する高等教育機関、在外公館等の関係機関等に対し、必要に応じて共有する場合がありますが、その他の目的には使用しません。

## 17 問い合わせ先及び書類提出先

長野県県民文化部県民の学び支援課

住 所：〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

電 話：026-235-7285

F A X：026-235-7284

E-mail：ken-manabi@pref.nagano.lg.jp

※書類の提出は、郵送又は持参（平日9時～16時30分）としてください

**別紙**

別表 1 補助対象経費及び補助限度額

1 補助対象経費	2 補助金額
留学生が自ら企画した計画に基づき実施する海外留学に要する経費のうち、以下に掲げる経費の合計金額 (1) 渡航費 (2) 授業料 (3) 住居費 (4) 現地活動費 (5) その他知事が必要と認める経費	10/10 以内 ただし、別表 2 に定める留学先区分ごとに、別表 3 に定める補助基準額以内とする。

別表 2 留学先区分

(1)	北米、シンガポール、欧州及び中近東 ※以下の除外国は除く。 アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア
(2)	アジア（シンガポールを除く）、大洋州、中南米、アフリカ及び上記除外国

別表 3 補助基準額

市町村民税の課税標準額等（※1）	51,300 円未満		51,300 円以上又は市町村民税の課税標準額等が確認できる書類を提出できない場合	
留学先区分	別表 2（1）	別表 2（2）	別表 2（1）	別表 2（2）
留学準備金	175,000 円	105,000 円	117,000 円	70,000 円
授業料	年額 150,000 円		年額 100,000 円	
現地活動費（※2）	月額 80,000 円	月額 60,000 円	月額 53,000 円	月額 40,000 円

※1 算定にあたっては、高等教育の修学支援新制度の例による。

- 応募者本人、保護者（親権者）、その他実質的に生計を支えている者の市町村民税の課税標準額等を合算。
- 市町村民税の課税標準額に 100 分の 6 を乗じて得た額から、市町村民税の調整控除額及び市町村民税の調整額を減じて得た額（100 円未満切り捨て）。
- 指定都市に在住する者については、市民税の調整控除額及び市民税の調整額の合計額に  $3/4$  を乗じた額。

※2 留学日数が 15 日未満になる月の現地活動費は交付対象としない。